

(証券コード7819)
2022年12月5日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目15番1号
粧美堂株式会社
代表取締役社長 寺田正秀

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため本定時株主総会につきましては、書面またはインターネット等により議決権を行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めてご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、「議決権行使についてのご案内」(3~4頁)に従いまして、2022年12月19日(月曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月20日(火曜日) 開始 午前10時(開場 午前9時)
2. 場 所 大阪府大阪市北区西天満六丁目4番18号
粧美堂株式会社 大阪本社10階
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第74期(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第74期(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- ③ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ④ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shobido-corp.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。従って、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ①事業報告の以下の事項
- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ⑤ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.shobido-corp.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ⑥ 当社では、毎年9月30日現在の当社株主名簿に記載または記録された当社株式を3単元(300株)以上保有している株主様を対象に、株主優待として自社企画商品をお贈りさせていただきます。なお、毎年9月30日現在において当社株式を3単元(300株)以上保有の上、3年以上継続保有されている株主様に対する優待(長期保有優待)として、上記の自社企画商品に加え、クオカード1,000円分を贈呈させていただきます。発送日はいずれも、2022年12月9日を予定しております。
- ※3年以上継続保有の確認は、毎年9月30日の株主名簿に同一の株主番号で連続して4回以上記載または記録された株主様とさせていただきます。

株主総会へのご出席につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会会場において、感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。当社では、株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。

あらかじめご了承いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

第74期期末配当金のお支払いについて

当社は、定款の規定により、2022年11月15日開催の取締役会で、期末配当金を1株につき5円とし、効力発生日（支払開始日）を2022年12月6日とすることを決議いたしました。

銀行預金口座への振込をご指定の方は、同封の「配当金計算書」及び「お振込先について」の内容をご確認願います。

株式数比例配分方式をご指定の方は、同封の「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」の内容をご確認願います。

上記以外の方は、同封の「配当金領収証」により2022年12月6日（火曜日）から2023年1月6日（金曜日）までの間に、最寄りのゆうちょ銀行本支店及び出張所並びに郵便局で配当金をお受け取り願います。

● 議決権行使についてのご案内

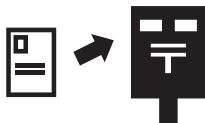
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の方法がございます。

株主総会へ
出席する場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

議決権行使書を
郵送する場合



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否を表示のうえ、下記行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットに
より行使する場合



次頁の「インターネットによる議決権行使について」に記載の方法にて行使手続をしてください。

株主総会開催日時

2022年12月20日（火曜日）

午前10時

行使期限（到着分）

2022年12月19日（月曜日）

午後5時30分

行使期限（手続完了）

2022年12月19日（月曜日）

午後5時30分

書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるご行使を有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。

インターネットによる議決権行使について

行使期限 2022年12月19日（月曜日）午後5時30分まで

郵送による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）より議決権の行使が可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイトURL
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



- *行使期限は2022年12月19日（月曜日）午後5時30分までであり、同時刻までに入力し、ご登録を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- *郵送とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とし、インターネットにより複数回行使された場合は、上記期限内の最後に行使されたものを有効といたします。
- *議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。
- *パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- *パソコン、スマートフォンまたは携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もございますので、ご了承ください。

【「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル **0120-768-524**

みずほ信託銀行 証券代行部（平日9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるための当社定款の変更であります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p>附則</p> <p><u>第3条 変更後定款第15条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2. 本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の所有する 当社の株式数
1	寺田 一郎 (1948年10月14日)	1971年4月 蝶理株式会社入社 1974年11月 当社入社専務取締役 1990年1月 当社代表取締役社長 2013年12月 当社取締役会長（現任）	2,140,600株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>寺田一郎氏は、当社の代表取締役社長・取締役会長を歴任し、長年にわたり会社経営全般の重要な業務を統括しております。また、当社の事業・業務に関する経験・識見が豊富であり、かつ会社経営に関する高い知見を有していると判断し、引き続き取締役候補者として選任しております。</p>		
2	寺田 正秀 (1977年11月18日)	2001年4月 株式会社みずほ銀行入行 2004年5月 当社入社 2004年11月 当社専務取締役 2005年6月 粧美堂日用品（上海）有限公司 董事長（現任） 2013年4月 株式会社メリーサイト（現 SHOBILabo株式会社）取締役（非常勤） 2013年12月 当社代表取締役社長（現任） 2015年10月 台湾粧美堂股份有限公司 董事長 2018年5月 株式会社メリーサイト（現 SHOBILabo株式会社）代表取締役社長（現任） 2019年4月 壹見健康科技（上海）有限公司 董事長（現任） 2020年10月 ビューティードア・ホールディングス株式会社 代表取締役 ビューティードア株式会社 取締役 2022年6月 ビューティードア株式会社 代表取締役（現任）	1,400,700株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>寺田正秀氏は、当社の専務取締役・代表取締役社長を歴任し、会社経営の経験・識見が豊富であり、当社の各部門に精通しております。また、海外においても子会社の粧美堂日用品（上海）有限公司を立ち上げ、事業の拡大を行い、業務の執行及び監督の能力に優れ、かつ今後の会社の進むべき方向を定め、リーダーシップを発揮できると判断し、引き続き取締役候補者として選任しております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の所有する 当社の株式数
3	よしだ こうたろう 吉田 浩太郎 (1960年2月25日)	<p>1983年3月 当社入社</p> <p>2007年10月 当社第2営業本部1部長</p> <p>2009年10月 当社執行役員 営業第3部長</p> <p>2012年10月 当社執行役員 営業第2部長</p> <p>2014年12月 株式会社メリーサイト(現 SHOBILABO株式会社)取締役(非常勤)</p> <p>2015年10月 当社執行役員 商品企画部長</p> <p>2016年10月 当社執行役員 商品企画部長 兼 生産管理担当執行役員</p> <p>2016年12月 当社取締役 商品企画部長 兼 生産管理担当役員</p> <p>2017年10月 当社取締役 商品企画本部長 兼 生産管理担当役員</p> <p>2018年10月 当社取締役 ZACCA事業部本部長 兼 生産管理担当役員</p> <p>2020年10月 当社取締役 事業本部長 兼 パーソナルケア事業部長 兼 生産管理担当役員</p> <p>2021年2月 当社取締役 マーケティング部 本部長 兼 生産管理担当役員</p> <p>2021年10月 当社取締役 事業推進本部 本部長 兼 商品企画グループ 統括部長 兼 生産管理担当役員(現任)</p>	35,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>吉田浩太郎氏は、当社の営業部長・商品企画本部長等を歴任し、営業分野をはじめ当社の様々な部門に精通する等、経験が豊富であります。また、それらの業務の執行及び監督の能力に優れ、持続的な企業価値向上に資する人材であり、リーダーシップを発揮できると判断し、引き続き取締役候補者として選任しております。</p>			
4	とよくら ただあき 豊倉 忠明 (1960年8月26日)	<p>1983年3月 当社入社</p> <p>2007年10月 当社第2営業本部2部長</p> <p>2009年10月 当社執行役員 営業第4部長</p> <p>2011年10月 当社執行役員 商品企画部長 兼 海外事業部担当</p> <p>2012年9月 粧美堂日用品(上海)有限公司 董事</p> <p>2012年10月 当社執行役員 海外事業部長</p> <p>2013年4月 当社執行役員 営業第4部長</p> <p>株式会社メリーサイト(現 SHOBILABO株式会社)取締役(非常勤)</p> <p>2013年10月 当社執行役員 営業第5部長</p> <p>2015年10月 当社執行役員 特販部長</p> <p>2017年10月 当社執行役員 OEM事業部長</p> <p>2017年12月 当社取締役 OEM事業部長</p> <p>2021年10月 当社取締役 営業グループ統括部長(現任)</p>	29,200株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>豊倉忠明氏は、当社の営業部長・海外事業部長・特販部長・OEM事業部長を歴任し、営業分野をはじめ当社の様々な部門に精通する等、経験が豊富であります。また、それらの業務の執行及び監督の能力に優れ、持続的な企業価値向上に資する人材であり、リーダーシップを発揮できると判断し、引き続き取締役候補者として選任しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の所有する 当社の株式数
5	と も だ ひ ろ し 友 田 裕 士 (1963年2月21日)	1985年3月 当社入社 2015年10月 当社内部監査室長 2016年10月 当社事業管理部長 2017年10月 当社執行役員 事業管理部長 2020年12月 当社取締役 事業管理部長 (現任)	19,700株
取締役候補者とした理由 友田裕士氏は、当社の内部監査室長・事業管理部長を歴任し、事業管理分野をはじめ当社の様々な部門に精通する等、経験が豊富であります。また、それらの業務の執行及び監督の能力に優れ、持続的な企業価値向上に資する人材であり、リーダーシップを発揮できると判断し、引き続き取締役候補者として選任しております。			
6	さ い と う ま さ き 斉 藤 政 基 (1964年7月14日)	1987年4月 株式会社富士銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行 2010年4月 同行大企業法人業務部業務推進役 2011年4月 同行本店営業第18部副部長 2017年12月 当社出向 総務人事部担当部長 2018年10月 当社入社 総務人事部長 2019年2月 当社総務人事部長 兼 経理部長 2019年10月 当社執行役員 管理本部副本部長 兼 総務人事部長 兼 経理部長 2019年12月 当社執行役員 管理本部長 兼 総務人事部長 兼 経理部長 2020年12月 当社取締役 管理本部長 兼 総務人事部長 兼 経理部長 (現任)	9,100株
取締役候補者とした理由 斉藤政基氏は、金融機関での経験並びに当社の総務人事部長・管理本部長を歴任し、管理部門のトップとしての経験・識見が豊富であり、高い知見を有しております。また、それらの業務の執行及び監督の能力に優れ、持続的な企業価値向上に資する人材であり、リーダーシップを発揮できると判断し、引き続き取締役候補者として選任しております。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 寺田正秀氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く)を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約により被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が補填されます。保険料は全額当社が負担しております。故意または重過失に起因する損害は当該保険契約により補填されません。また、当該保険契約は任期途中に同内容での更新を予定しております。

以 上

(提供書面)

事業報告

(自 2021年10月1日)
(至 2022年9月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2021年10月1日～2022年9月30日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の制限は段階的に緩和され、景気は緩やかに持ち直しの動きが見られたものの、世界的な半導体不足やロシアによるウクライナ侵攻に伴う資源価格の高騰に日米金利差の拡大などを要因とする急激な円安の進行が重なるなど、企業経営を取り巻く環境は先行き不透明な状況で推移いたしました。

当連結会計年度の売上高は、上記経済活動の制限緩和により当社商品のメインユーザーである若年層の女性の外出機会が増えたことや販売先である小売業・テーマパーク等の営業活動が正常化したこと、前期から戦略的に進めてきた重点販売先に対する営業強化が奏功したことなどを受けて、対前期比22.3%増の17,280,493千円と大幅な増加となりました。仕入れ商品を圧縮し自社企画商品に徐々に切り替えたことで自社企画商品売上高は13,620,920千円(対前期比24.5%増)と増加し、構成比については78.8%と前期の77.5%から1.3ポイント上昇しております。売上総利益額は4,804,235千円で対前期比17.2%増となりましたが、返品リスクがない一方で粗利益率が低いOEM商品の割合が増加したことや年度後半にかけて為替が大幅に円安傾向となったことから売上原価が上昇したことなどを受けて、同利益率は27.8%と対前期比1.2ポイント減少しました。販売費及び一般管理費は、人件費については人員減もあり抑制した一方で、売上が好調に推移したため物流費、販促費などが増加し、対前期比11.4%増の4,169,219千円となりました。営業利益は対前期比78.8%増の635,015千円、経常利益は対前期比59.0%増の616,311千円、親会社株主に帰属する当期純利益は511,852千円(対前期比146.6%増)となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、対前期比増減率は前連結会計年度に当該会計基準等を遡って適用した後の数値に基づいて算定しております。

商品区分別の状況は次のとおりであります。

①化粧品・化粧雑貨（注）

当分類には、メイク関連用品、ヘアケア関連用品、トラベル用品、バス・エステ・健康関連グッズ等の売上が含まれます。当連結会計年度の売上高は、均一ショップ向けを中心に重点販売先からの化粧品受注が大幅に増加したことを受けて11,879,837千円（対前期比29.4%増）となりました。

（注）従前より当分類に含まれていた化粧品の比率が上昇したことにより、当連結会計年度から分類の名称を「化粧雑貨」から「化粧品・化粧雑貨」に変更いたしました。

②コンタクトレンズ関連

当分類には、コンタクトレンズ、コンタクトレンズケア用品の売上が含まれます。当連結会計年度の売上高は、国内マーケットではコンタクトレンズの需要がBtoB・BtoCともに回復した一方で、中国マーケットはロックダウンの影響と中国国内企業との競争が激化し、全体としては2,521,679千円（対前期比6.2%減）となりました。

③服飾雑貨

当分類には、バッグ、ポーチ・ケース、サイフ類、その他服飾小物の売上が含まれます。当連結会計年度の売上高は、重点販売先からの受注が増えたことに加えてテーマパークの営業が正常化したこともありキャラクターをあしらったバッグ、ポーチ、小物やアクセサリなどが好調に推移し、1,963,728千円（対前期比25.1%増）となりました。

④その他

当分類には、生活雑貨、文具、行楽用品、ギフト商品等の売上が含まれます。当連結会計年度の売上高は、重点販売先に提案した車のサンシェードや簡易型のテント、クール用品などシーズン商材が大幅に伸びたこともあり915,248千円（対前期比33.7%増）となりました。

(2) 重要な設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額の総額は、123,598千円となりました。

主な内容は、箕面RDCが物流センターとして本格稼働したことに伴う改修工事や物流関連機器及び事務機器の購入であります。

(3) 重要な資金調達の状況

重要な資金の調達はありません。

(4) 重要な企業結合等の状況

重要な企業結合はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第71期 2019年9月期	第72期 2020年9月期	第73期 2021年9月期	第74期 (当連結会計年度) 2022年9月期
売 上 高 (千円)	16,785,078	13,939,993	14,125,798	17,280,493
経 常 利 益 (千円)	287,428	148,457	387,714	616,311
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	174,438	60,861	207,554	511,852
1株当たり当期純利益 (円)	13.01	4.54	15.62	38.75
総 資 産 (千円)	12,848,799	13,255,973	14,025,046	14,757,950
純 資 産 (千円)	5,230,753	5,142,216	5,239,278	5,980,138
1株当たり純資産 (円)	386.14	379.03	389.06	445.97

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき、算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第73期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第71期 2019年9月期	第72期 2020年9月期	第73期 2021年9月期	第74期 (当事業年度) 2022年9月期
売 上 高 (千円)	16,287,971	13,069,766	12,563,498	16,226,924
経 常 利 益 (千円)	247,491	64,117	510,966	727,813
当 期 純 利 益 (千円)	87,306	20,405	398,933	613,174
1株当たり当期純利益 (円)	6.51	1.52	30.02	46.42
総 資 産 (千円)	12,119,108	12,758,018	13,369,399	14,430,250
純 資 産 (千円)	5,306,945	5,185,378	5,377,205	6,143,396
1株当たり純資産 (円)	395.75	386.69	407.06	465.06

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき、算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、第73期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。

(6) 対処すべき課題

今回の新型コロナウイルス禍により、人々が外出を控え、在宅勤務が常態化するなど行動様式に大きな変化が起きました。当社グループでは、こうした変化に対応しつつ、美に関する総合企画メーカーとして対処すべき課題は以下のように考えております。

①真のメーカー化を進め、「粧美堂（SHOBIDO）」のブランド化を推進

消費者の方々に「粧美堂（SHOBIDO）」をお一人お一人の個性と向き合い高品質・高機能な商品を適正な価格で提供する「メーカー」として認知していただき、消費者に信頼して選んでいただける「ブランド」として定着を図ることが今後当社グループが発展する必須条件であると考えております。

②「モノづくりのパートナー」としてOEMビジネスの強化

過去70年以上にわたり、女性の美と向き合ってきた知見を活かし化粧品・化粧雑貨、服飾雑貨、キャラクター雑貨及びカラーレンズを中心としたコンタクトレンズ関連等の商品を国内大手の小売業向けにOEM（相手先ブランドによる商品受注生産）で供給しています。当社では販売先ごとに専門チームを配し、世の流行や販売先ごとの客層を分析し商品企画の段階から噛み込んで、案件化しています。OEMビジネスは一般的に粗利率は低いものの、受注生産につき在庫リスクを回避でき、しかも大量に一括して納入できるなど物流コストが低廉であることから、当社として新しい商材や新しい顧客を開発していくべきビジネスであると認識しております。

③ECビジネスの強化

インターネットやスマートフォンの普及に伴い、対面での取引を前提とする従来からのチャネルから世の中はECを通じたビジネスが大きく成長しています。私どもの商品のメインユーザーである若年層の女性も化粧品・化粧雑貨に関する情報をSNSなどを通じて得るケースが多く、ECビジネスとの親和性は高いものと思われます。当社でもSNSの発信やマーケティングに力を入れておりますが、一層注力し将来的にはECビジネスの比率を30%程度まで引き上げてまいります。

④新しい商材の強化

当社の取り扱い商品は化粧品・化粧雑貨・コンタクトレンズなどで若年層の女性がメインユーザーであります。今後、中高年層や男性などを対象に「美しく粧(よそお)う」「健やかに粧(よそお)う」ための商材を研究・開発しビジネスチャンスを追いかけてまいります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ビューティードア株式会社	30,000千円	100%	化粧品及び医薬部外品の製造及び販売
SHO-BI Labo株式会社	50,000千円	100%	コンタクトレンズの製造
粧美堂日用品(上海)有限公司	3,100千米ドル	100%	日用品雑貨及びコンタクトレンズの販売
壹見健康科技(上海)有限公司	7,000千人民元	51% (51%)	コンタクトレンズの製造及び販売

(注) 1. 議決権比率の()内は間接保有による議決権比率を内数で記載しております。

2. ビューティードア株式会社は、2022年6月1日付で、連結子会社であったビューティードア・ホールディングス株式会社を吸収合併しております。

(8) 主要な事業内容（2022年9月30日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社6社で構成されており、化粧品・化粧雑貨、服飾雑貨、キャラクター雑貨（注）及びコンタクトレンズ関連等の商品を幅広く取扱っております。これらの商品を小売業者、卸売業者及び一般消費者等へ販売することを主たる業務としております。また、子会社であるSHO-BILabo株式会社ではコンタクトレンズの受託製造を手掛けており、ビューティードア株式会社では化粧品及び医薬部外品の受託製造を手掛けております。

当社の祖業は多数の小売業の販売先を抱え、メーカーから仕入れた商品を販売するという問屋というポジションでしたが、近年大幅にビジネスの在り方を見直し、最終消費者のニーズにマッチした商品群をマーケティング、商品企画、デザイン、商品開発（一部仕入れ）、物流、販売と一気通貫で対応可能な総合企画メーカーへと変貌を遂げつつあります。これらの機能を活用しながら、各業態のトップクラスの企業と協働し「モノづくりのパートナー」としての地位を標榜しOEM商品の受注販売についても積極的に展開しております。

なお、当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(注) キャラクター雑貨とは、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社、株式会社サンリオ等の著作権元からキャラクターの商品化許諾を受け商品化された化粧雑貨、服飾雑貨等の雑貨のことであり、当社グループは自社企画商品の付加価値を高め、他社製品との差別化を図る観点から、著作権元からキャラクターの商品化許諾を受け、当社グループにてキャラクター雑貨の商品化を行っております。

(9) 主要な営業所、物流拠点及び工場（2022年9月30日現在）

①当 社

名 称	所 在 地
東 京 本 社	東 京 都 港 区
大 阪 本 社	大 阪 市 北 区
箕 面 物 流 セ ン タ ー	大 阪 府 箕 面 市
箕 面 R D C	大 阪 府 箕 面 市

(注) 1. 箕面RDCは賃貸契約を終了し、当社の物流センターとして全館稼働しております。
2. 葛西物流センターは閉鎖し、2022年5月に土地、建物を譲渡いたしました。

②子会社

名 称	所 在 地
ビ ュ ー テ ィ ー ド ア 株 式 会 社	大 阪 府 富 田 林 市
S H O - B I L a b o 株 式 会 社	東 京 都 港 区
粧 美 堂 日 用 品 (上 海) 有 限 公 司	中 国 上 海 市
壹 見 健 康 科 技 (上 海) 有 限 公 司	中 国 上 海 市

(10) 従業員の状況 (2022年9月30日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
245名	12名減

(注) 従業員数は就業員数(正社員、契約社員)であり、臨時従業員(1日8時間換算による期中平均人員)62名は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
202名	9名減	40.67歳	12.00年

(注) 従業員数は就業員数(正社員、契約社員)であり、当社グループからの出向者を含んでおります。また、臨時従業員(1日8時間換算による期中平均人員)37名は含んでおりません。

(11) 主要な借入先の状況 (2022年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,185,000千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,226,500千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,095,000千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2022年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 48,640,000株
(2) 発行済株式の総数 13,209,773株（自己株式200,227株を除く。）
(3) 株主数 11,469名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
TCS株式会社	3,725,100株	28.20%
寺田一郎	2,140,600株	16.20%
寺田正秀	1,400,700株	10.60%
寺田久子	397,400株	3.01%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	383,200株	2.90%
平賀優子	300,000株	2.27%
粧美堂従業員持株会	272,800株	2.07%
株式会社みずほ銀行	200,000株	1.51%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	129,000株	0.98%
吉永絹枝	60,700株	0.46%

- (注) 1. 当社は、自己株式（200,227株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	寺田 一郎	
代表取締役社長	寺田 正秀	粧美堂日用品（上海）有限公司 董事長 SHO-BI Labo株式会社 代表取締役社長 壹見健康科技（上海）有限公司 董事長 ビューティードア株式会社 代表取締役
取締役	吉田 浩太郎	事業推進本部 本部長 兼 商品企画グループ 統括部長 兼 生産管理担当役員
取締役	豊倉 忠明	営業グループ 統括部長
取締役	友田 裕士	事業管理部長
取締役	斉藤 政基	管理本部長 兼 総務人事部長 兼 経理部長
取締役 （監査等委員）	今村 善博	粧美堂日用品（上海）有限公司 監事 ビューティードア株式会社 監査役
社外取締役 （監査等委員）	酒谷 佳弘	ジャパン・マネジメント・コンサルティング株式会社 代表取締役 株式会社タカミヤ 社外取締役（監査等委員） 北恵株式会社 社外監査役 株式会社プレサンスコーポレーション 社外取締役 （監査等委員） 株式会社ワッツ 社外取締役（監査等委員） クリヤマホールディングス株式会社 社外取締役 （監査等委員）
社外取締役 （監査等委員）	岡野 秀章	岡野公認会計士事務所所長
社外取締役 （監査等委員）	渡辺 徹	北浜法律事務所パートナー 兼 弁護士法人北浜法 律事務所代表社員 青山商事株式会社 社外取締役 オーウエル株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役酒谷佳弘氏、取締役岡野秀章氏及び取締役渡辺徹氏は、社外取締役（監査等委員）であります。
2. 取締役今村善博氏は常勤監査等委員であります。常勤監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通したものが重要な会議等へ出席することや、重要な決裁書類等を閲覧し日常的な情報収集、業務執行部門からの定期的な業務報告の聴取、内部監査部門との連携を密に図ること等により得る情報を監査等委員で共有することを通じて、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
3. 取締役酒谷佳弘氏は公認会計士、取締役岡野秀章氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役渡辺徹氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役酒谷佳弘、取締役岡野秀章、取締役渡辺徹の3氏について、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

6. 2022年9月30日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	小 田 謙 二	情 報 シ ス テ ム 部 長
執 行 役 員	吉 川 俊 彦	社 長 室 長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨及び当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする旨を定めており、当該定款の定めに従い、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員等であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針内容は以下のとおりです。

イ. 基本方針

当社は、役員報酬等の決定に関する基本方針として、各役員の役割及び職責に応じた報酬体系としております。なお、役員報酬は、基本報酬（固定の金銭報酬）のみにより構成されており、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は導入していません。

- ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、役割及び職位に応じて支給額を決定する部分と、全社業績ならびに管掌する部門の業績等に応じて決定される部分を合わせた金額を月額固定報酬として12分割して支払うこととしております。

- ハ. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）
該当する事項はありません。

- ニ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
該当する事項はありません。

- ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、社外取締役が過半数で構成される任意の諮問委員会である指名・報酬委員会からの答申を受け、取締役会の決議により一任された代表取締役社長寺田正秀が、株主総会で承認を受けた報酬枠の範囲内で、各取締役の個人別の基本報酬を決定しております。監査等委員である取締役の報酬については、職務内容を勘案し監査等委員の協議により決定しております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く経営環境等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に報酬額を決定できると判断したためです。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、上記の決定方針に基づく手続きを経て決定されていることから、当該方針に沿うものであると取締役会が判断しております。

- ヘ. その他個人別の報酬についての決定に関する重要な事項
該当する事項はありません。

② 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	6名 （1名）	111,157千円 （1千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （3名）	21,600千円 （10,800千円）
合 計 （うち社外役員）	10名 （3名）	132,757千円 （10,800千円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2015年12月25日開催の第67期定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）は年額200,000千円以内、監査等委員である取締役は年額50,000千円以内と承認されました。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名、監査等委員である取締役4名であります。
3. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額10,600千円（取締役（監査等委員であるものを除く。）10,000千円）を含んでおります。
4. 取締役の基本報酬は、固定報酬のみで構成されており、業績連動報酬及び非金銭報酬等はありません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

当社役員の重要な兼職先は18頁「4. 会社役員に関する事項」に記載のとおりであり、当社と当該兼職先とは特別な関係にありません。

- ② 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

当社役員の重要な兼職先は18頁「4. 会社役員に関する事項」に記載のとおりであり、当社と当該兼職先とは特別な関係にありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席の状況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
酒 谷 佳 弘 （社外取締役（監査等委員））	取締役会100% （20回中20回） 監査等委員会100% （14回中14回）	主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための助言・提言を行っております。
岡 野 秀 章 （社外取締役（監査等委員））	取締役会100% （20回中20回） 監査等委員会100% （14回中14回）	主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための助言・提言を行っております。
渡 辺 徹 （社外取締役（監査等委員））	取締役会95% （20回中19回） 監査等委員会100% （14回中14回）	主に弁護士としての専門的見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の適正性・妥当性を確保するための助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、経営基盤の充実と財務体質の強化を通じて企業価値の向上を図るとともに、今後の事業拡大に備えるため必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対する積極的かつ安定的な利益還元を経営の重要な政策と位置付けており、利益の状況や将来の事業展開などを総合的に勘案しながら、安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

以上の基本方針に則り、年間配当金につきましては、期初に公表した配当予想のとおり、1株当たり10円（中間配当金5円は実施済み、期末配当金は5円）としております。

なお、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

（注）本事業報告中に記載の金額につきましては、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,483,660	流動負債	5,030,735
現金及び預金	5,541,749	支払手形及び買掛金	2,043,687
受取手形	307,427	短期借入金	100,000
売掛金	3,228,457	1年内返済予定の長期借入金	1,812,000
商品及び製品	1,389,679	未払法人税等	201,180
原材料及び貯蔵品	163,280	契約負債	9,882
為替予約	660,040	賞与引当金	133,857
その他	194,325	その他	730,128
貸倒引当金	△1,300	固定負債	3,747,076
固定資産	3,274,290	長期借入金	3,267,500
有形固定資産	2,459,946	繰延税金負債	248,471
建物及び構築物	1,058,943	役員退職慰労引当金	115,650
土地	1,307,893	資産除去債務	70,717
その他	93,109	その他	44,737
無形固定資産	261,972	負債合計	8,777,811
のれん	230,472	純資産の部	
その他	31,500	株主資本	5,277,972
投資その他の資産	552,370	資本金	545,500
投資有価証券	188,867	資本剰余金	264,313
退職給付に係る資産	179,035	利益剰余金	4,549,231
その他	187,287	自己株式	△81,071
貸倒引当金	△2,819	その他の包括利益累計額	613,178
		その他有価証券評価差額金	44,535
		繰延ヘッジ損益	436,744
		為替換算調整勘定	131,899
		非支配株主持分	88,987
		純資産合計	5,980,138
資産合計	14,757,950	負債純資産合計	14,757,950

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 2021年10月 1日)
至 2022年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	17,280,493
売 上 原 価	12,476,258
売 上 総 利 益	4,804,235
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,169,219
営 業 外 利 益	635,015
受 取 利 息	11,210
受 取 配 当 金	4,336
受 取 手 数 料	7,184
不 動 産 賃 貸 収 入	43,240
そ の 他	3,115
営 業 外 費 用	69,087
支 払 利 息	22,508
不 動 産 賃 貸 費 用	37,043
事 業 所 閉 鎖 損 失	19,612
為 替 差 額	5,092
そ の 他	3,534
経 常 利 益	87,791
特 別 利 益	616,311
特 定 資 産 売 却 益	192,199
特 別 損 失	192,199
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	29,881
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	29,881
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	778,629
法 人 税 等 調 整 額	208,520
当 期 純 利 益	84,982
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失 (△)	485,127
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	△26,724
	511,852

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,520,653	流 動 負 債	4,585,405
現 金 及 び 預 金	4,129,951	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,805,346
受 取 手 形	296,756	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,802,000
売 掛 金	2,978,901	リ ー ス 債 務	781
商 品	1,218,271	未 払 金	482,403
貯 蔵 品	133,245	未 払 費 用	55,365
前 渡 金	3,539	未 払 法 人 税 等	193,652
前 払 費 用	82,187	未 払 消 費 税 等	24,881
為 替 予 約	612,468	契 約 負 債	9,785
そ の 他 金	66,920	預 り 金	8,537
貸 倒 引 当 金	△1,588	前 受 収 益	227
固 定 資 産	4,909,596	賞 与 引 当 金	123,625
有 形 固 定 資 産	2,301,137	そ の 他	78,800
建 物	991,821	固 定 負 債	3,701,448
構 築 物	2,207	長 期 借 入 金	3,267,500
工 具、器 具 及 び 備 品	58,938	リ ー ス 債 務	1,391
土 地	1,246,093	繰 延 税 金 負 債	243,595
リ ー ス 資 産	2,076	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	115,650
無 形 固 定 資 産	23,707	資 産 除 去 債 務	31,798
商 標 権	1,650	そ の 他	41,513
ソ フ ト ウ ェ ア	16,931	負 債 合 計	8,286,853
そ の 他	5,125	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	2,584,751	株 主 資 本	5,687,703
投 資 有 価 証 券	188,867	資 本 金	545,500
関 係 会 社 株 式	1,538,355	資 本 剰 余 金	264,313
出 資 金	1,350	資 本 準 備 金	264,313
関 係 会 社 出 資 金	267,462	利 益 剰 余 金	4,958,962
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	294,810	利 益 準 備 金	64,700
破 産 更 生 債 権 等	2,819	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,894,262
前 払 年 金 費 用	179,035	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	93,248
差 入 保 証 金	133,714	固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	121,827
貸 倒 引 当 金	△21,664	別 途 積 立 金	198,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,481,186
		自 己 株 式	△81,071
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	455,692
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	44,535
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	411,157
資 産 合 計	14,430,250	純 資 産 合 計	6,143,396
		負 債 純 資 産 合 計	14,430,250

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2021年10月1日)
至 2022年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		16,226,924
売 上 原 価		11,854,875
売 上 総 利 益		4,372,048
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,684,292
営 業 外 利 益		687,756
受 取 利 息	9,397	
受 取 配 当 金	32,336	
受 取 手 数 料	7,184	
不 動 産 賃 貸 収 入	45,506	
為 替 差 益	43,627	
そ の 他	1,490	139,542
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	22,303	
不 動 産 賃 貸 費 用	37,043	
関 係 社 会 債 倒 引 当 金 繰 入 額	19,132	
事 業 所 閉 鎖 損 失	19,612	
そ の 他	1,391	99,484
経 常 利 益		727,813
特 別 利 益		
特 定 資 産 売 却 益	192,199	192,199
特 別 損 失		
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	29,881	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	999	30,881
税 引 前 当 期 純 利 益		889,132
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	193,063	
法 人 税 等 調 整 額	82,893	275,957
当 期 純 利 益		613,174

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年11月14日

粧美堂株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 林 一 樹

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 葉 山 良 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、粧美堂株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、粧美堂株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年11月14日

粧美堂株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 林 一 樹

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 葉 山 良 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、粧美堂株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、当該内部統制システムの運用状況につき指摘すべき事項は認められません。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月15日

粧美堂株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 今村善博 ㊟
社外監査等委員 酒谷佳弘 ㊟
社外監査等委員 岡野秀章 ㊟
社外監査等委員 渡辺 徹 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪府大阪市北区西天満六丁目4番18号
粧美堂株式会社 大阪本社10階
TEL 06-6365-7001



交通のご案内

<地下鉄南森町駅、JR大阪天満宮駅をご利用の場合> 徒歩約10分

1. 地下鉄南森町駅1番出口（JR大阪天満宮駅からの場合は、まず地下鉄連絡通路）を出て、国道1号線を右（西）へ
2. 高架になっている阪神高速道路をくぐり、3つ目の信号（西天満交差点）を右折
3. 3つ目の角を超えると左側に、化粧品株式会社 大阪本社ビル
●お車でのご来場はご控えくださいますようお願い申し上げます。



この冊子は、FSC®認証紙と、環境に優しい植物油インキを使用して印刷しています。